

【平成29年度男女共同参画推進活動事業】市民企画事業助成対象経費の考え方

1 助成対象経費

項	目
(1)	事業実施のために雇った、活動スタッフ（アルバイトを含む。）の人件費
(2)	事業実施のための講師等への報償、謝礼、旅費、宿泊費（団体構成員に対するものは除く。ただし、特殊な資格を有しており、かつ、同資格所有者の外部講師を招くことが困難な場合は、この限りではない。）
(3)	チラシ、ポスター、資料、報告書の作成費及び材料、消耗品等の購入費
(4)	専門的知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用
(5)	備品購入費（本事業の実施に必要な物品のみを対象とし、充当額は助成金の3割以内とする。ただし、目的外使用が可能な物品は除く。）
(6)	機器類の賃借（レンタル）料
(7)	食糧費（会議、講演会、研修会等に係る飲物代及び調理実習等に係る材料費のみを対象とする。ただし団体構成員による打合せ時のお茶代は対象経費としない。）
(8)	会場等の使用料
(9)	保険料
(10)	その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認める経費

2 助成対象外経費

項	目
(1)	粗品、記念品、賞品などの景品に要する経費
(2)	家賃（敷金、礼金等を含む。）
(3)	不動産の取得、造成、補償に関する経費
(4)	団体構成員の居宅で作業を行った場合の光熱水費、講師の送迎等に係るガソリン代（ただし、私用と明確に分断できる根拠がある場合は、この限りではない。）
(5)	団体の経常的な運営に関する経費
(6)	領収書等により事業実施団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
(7)	社会通念上適切でない経費、コスト削減の観点から補助の対象にしないことが望ましい経費、その他市長が事業に直接関係ないと認める経費